（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和５年度 |
| 計画主体 | 大崎上島町 |

大崎上島町鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　担当部署名　　大崎上島町地域経営課農林水産係

所在地　　広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1

　　　　　　　　　　　電話番号　 ０８４６－６５－３１２３

ＦＡＸ番号　　０８４６－６５－３１４４

　　　　　　　　　　　メールアドレス　　[nosui01@town.osakikamijima.lg.jp](mailto:nosui01@town.osakikamijima.lg.jp)

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | イノシシ、タヌキ、シカ、ヌートリア、カワウ |
| 計画期間 | 令和５年度～令和７年度 |
| 対象地域 | 広島県大崎上島町全域 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
| 品　目 | 被害数値 |
| イノシシ | 果樹（みかん、中晩柑、柿等）  野菜（スイカ、白菜等）  イモ類 | 200a 8,540千円  53a　 580千円  17a　 164千円 |
| タヌキ | 果樹 | 30a　 450千円 |
| シカ | イモ | － |
| ヌートリア | － | － |
| カワウ | 魚類 | 放流稚魚等の被害のため、漁獲高被害額は不明。 |

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| 本町において、昭和６０年頃よりイノシシによる被害が発生するようになり、被害は年を追うごとに増加し、本町の主要農産物である柑橘に及ぼす被害は甚大となっている。被害の内容は、収穫直前の柑橘を食い荒らされるのは勿論、段々畑を踏み荒らすことにより、園地の構造自体を破壊され、耕作が不可能となる園地も出てきている状況にあり、耕作者の耕作意欲を喪失させることにもつながっている。また、野菜類に及ぼす被害も拡大している。被害地域は島内全域に及んでおり、最近では農地以外の民家周辺の家庭菜園にも被害が拡大している。  　タヌキは約２２年前から、シカは約１５年前から、野菜、イモ、果樹を中心に被害が出ている。ヌートリアは１０年前から目撃情報はあるが，被害情報はない。カワウは１６年前から３００羽位で相賀島及び島内悪水溜にコロニーを作り放流稚魚等の魚類が採食被害を受けている。 |

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和３年度） | 目標値（令和７年度） |
| イノシシ | 270a　9,284千円 | 135a　6,963千円 |
| タヌキ | 30a　 450千円 | 15a　 225千円 |
| シカ | － | － |
| ヌートリア | － | － |
| カワウ | 稚魚放流後の被害目撃あり  目撃羽数　150羽 | 稚魚放流後の被害目撃回数の低減  目撃羽数　100羽 |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | ・町内のわな免許取得者が行う箱わな及びくくりわなによる捕獲を毎年４月～３月の期間で実施（11/15～2/末の猟期は除く）。イノシシに12,000円、タヌキに5,000円の捕獲報奨金を支出。  ・猟友会の有害鳥獣駆除班による銃砲及びわなによる駆除。 | 町内のわな免許取得者が高齢化しており、狩猟者が年々減少している状況にあるので、新たな狩猟者の育成対策を講じる必要がある。  　駆除については、駆除範囲が拡大する中、駆除班も精力的な活動を実施したことで，現在の状況は、計画頭数を上回っている。しかし駆除班の負担については軽減する必要がある。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ・有害鳥獣被害防止事業により、防護柵の設置経費の1/2を補助している。 | 本町の防護柵の整備は、個別柵が多く、地域全体で集団的に取り組むことが必要となっている。  また、既設の老朽化した柵の更新も必要な状況となっている。 |
| 生息環境管理その他の取組 | ・有害鳥獣駆除対策協議会による町内での雑木林等の伐採により、生息環境の管理を実施。 | 町民の高齢化により、農地の管理者が　農地に隣接する雑木林や雑草を伐採することが困難であり、イノシシ等の生息環境管理が難しくなっている。 |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 本町においては、捕獲・駆除、防護の両面から被害防止対策をとってきたが、イノシシを中心とする被害は、防護柵等による農作物の防護、農地に出没する個体の捕獲、集落環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要があるため、モデル集落で取り組んだ対策を他の集落へ波及させる。  わなについては、猟友会による捕獲は勿論のこと、わな免許の取得者を育成し、引き続き、捕獲の担い手を増やしていく。駆除については、駆除班による一斉駆除を強化し、捕獲頭数の増に努める。 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会駆除班（19名）による捕獲駆除及び鳥獣被害対策実施隊（17名　内17名駆除班と重複）による捕獲・被害防護措置を実施する。 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| ５年度 | イノシシ  タヌキ  シカ  ヌートリア | ・町の補助事業である有害鳥獣被害防止事業により、防護柵、箱わな、くくりわなの設置に係る資材購入経費を補助し被害防止に努める。 |
| カワウ | ・水産事業者からの被害報告に基づき、対策協議会を通じて、水産事業者・駆除班及び実施隊が連携して捕獲活動を実施する。  　コロニーではドライアイスによる繁殖抑制を行う。被害対策は広島県と協議し，第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画に沿って進める。 |
| ６年度 | 同上 | 同上 |
| ７年度 | 同上 | 同上 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 広島県鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施する。  ・イノシシ  　　近年、捕獲頭数に大きな変動はないが、出没範囲は拡大の一途をたどっており、個体数も大きな変化はないと考えられる。このため、この間の捕獲頭数にこれからの捕獲強化分を勘案し、７６０頭を計画数とする。  ・タヌキ  　　近年の捕獲頭数を勘案し５０頭を計画数とする。  ・シカ  　　近年の捕獲頭数を勘案し５頭を計画数とする。  ・ヌートリア  　　近年の捕獲頭数を勘案し５頭を計画数とする。  ・カワウ  　　近年の捕獲頭数を勘案し５０羽を計画数とする。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
| ５年度 | ６年度 | ７年度 |
| イノシシ | ７６０ | ７６０ | ７６０ |
| タヌキ | ５０ | ５０ | ５０ |
| シカ | ５ | ５ | ５ |
| ヌートリア | ５ | ５ | ５ |
| カワウ | ５０ | ５０ | ５０ |

|  |
| --- |
| 捕獲等の取組内容 |
| 有害鳥獣の捕獲については、４月から３月末まで（11/15～2/末の猟期期間中は除く）のわな免許取得者による箱わな及びくくりわなの捕獲、駆除班による銃砲及びわなによる駆除の両面で取り組むこととする。また、駆除班においては、狩猟期間前の９月から１０月の期間で一斉駆除の体制をとり、捕獲強化に取り組むこととする。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 捕獲等に使用する猟銃は、ライフル銃以外とする。 |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 無し | 無し（既に委譲済み） |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| ５年度 | ６年度 | ７年度 |
| イノシシ  タヌキ  シカ  ヌートリア  カワウ | 防護柵（ワイヤーメッシュ,電気柵）  　700ｍ  受益面積　3ｈａ  テグス張　100㎡ | 防護柵（ワイヤーメッシュ,電気柵）  　700ｍ  受益面積　3ｈａ  テグス張　100㎡ | 防護柵（ワイヤーメッシュ,電気柵）  　700ｍ  受益面積　3ｈａ  テグス張　100㎡ |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
| ５年度 | ６年度 | ７年度 |
| イノシシ  タヌキ  シカ | 経年により老朽化した既設の侵入防止柵を更新し、鳥獣被害防止を図る。 | 経年により老朽化した既設の侵入防止柵を更新し、鳥獣被害防止を図る。 | 経年により老朽化した既設の侵入防止柵を更新し、鳥獣被害防止を図る。 |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| ５年度 | イノシシ  タヌキ  シカ  ヌートリア | 大崎上島町全域において、侵入防護柵の管理・点検を徹底して行うとともに、放任園地の洗い出し及び伐採を行う。  　被害防止のモデル地区を作り、住民主体の被害対策を行う。 |
| カワウ | 水産事業の被害の実態把握に努めつつ、有効な被害低減対策について情報収集し、検討する。 |
| ６年度 | 同上 | 同上 |
| ７年度 | 同上 | 同上 |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 大崎上島町地域経営課  農林水産係 | 駆除班への指示。連絡調整。住民の安全確保。 |
| 広島県警竹原警察署  大崎上島分庁舎 | 捜査。住民の安全確保。 |
| 広島県西部農林水産事務所  林務第一課 | 調査又は狩猟取締。 |
| 広島県自然環境課 | 連絡調整、助言。 |
| 麻酔銃等所持機関 | 放獣する場合の麻酔薬使用。 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 企画立案。駆除活動。環境整備。 |

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 図 |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 有害動物処理装置（ＮＧＡ）の微生物による分解及び減容を基本とする。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 捕獲されたイノシシは、捕獲者により活用されているが、ジビエの利用等を検討中。 |
| ペットフード | 現状ではペットフード利用はなく、今後の利用を検討中。 |
| 皮革 | 現状では皮革利用はなく、今後の利用を検討中。 |
| その他  （油脂、骨製品、角  製品、動物園等で  のと体給餌、学術  研究等） | 現状ではその他の利用はなく、今後の利用を検討中。 |

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 処理加工施設の整備については該当なし。 |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 対象鳥獣の有効利用のための人材育成については該当なし。 |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 大崎上島町地域経営課 | 協議会の運営・連絡調整 |
| ＪＡ広島ゆたか農業協同組合 | 農作物野生鳥獣被害対策の助言 |
| 大崎内浦漁業協同組合 | 鳥獣被害防止に関する助言・指導 |
| 大崎上島漁業協同組合 | 鳥獣被害防止に関する助言・指導 |
| 大崎上島町猟友会 | 捕獲の実施 |
| 鳥獣保護管理員 | 鳥獣被害防止に関する助言・指導 |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 広島県農林水産局水産課 | カワウ被害防止に関する助言・指導 |
| 広島県西部農林水産事務所  林務第一課 | 鳥獣被害防止に関する助言・指導 |
| 広島県西部農業技術指導所 | 情報提供等 |
| 広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所農村振興課 | 情報提供等 |
| 広島県農業共済組合安芸津支所 | 情報提供等 |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する啓発活動等の面から、被害防止施策を適切に実施するため、平成24年3月22日に、町職員4名から構成され，互選により隊長・副隊長を1名設置している。実施隊は，有害鳥獣の捕獲，防護柵の設置その他大崎上島町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため，農林業従事者からの被害報告及び対策協議会による予察表に基づき，対象鳥獣の捕獲等に関する連絡調整を実施する。既存の体制（猟友会による駆除班）及び駆除班を核にした実施隊により捕獲を継続し、関係機関等と連携を図りながら、駆除を実施する。  　捕獲の実施　大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会駆除班及び実施隊 |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会駆除班が中心となり、対策を推進していくが、農業関係の各種団体などに対しても被害防護に関する研修等への積極的な参加を促し、町全体での鳥獣被害対策に係る啓発・人材育成を進めていく。 |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 着実な被害軽減の為には、防護・捕獲・地域の環境整備の三本柱を基本とした対策が重要であり、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。